

被告人国選弁護報告書 1 【第一審（即決事件及び裁判員裁判事件を除く）】（書式4-4①2019.7月版）

弁護士 一般 スタッフ（登録番号 ） 提出日

被告人	氏名			裁判所名	地方 簡易裁判所	支部
	事件番号	年()第	号	選任日		
	調整	☐ 被疑者国選段階から担当		起訴日		
	罪名(罰条)					
※特別法犯については罰条を記載。						
事件の種類		☐ 単独 ☐ 法定合議(☐ 重大合議(算定基準 § 11③)) ☐ 裁定合議				
追起訴・訴因変更 (追起訴状等があれば添付)		① ☐ 追起訴 ☐ 訴因変更	年()第	号	罪名(罰条)	
		② ☐ 追起訴 ☐ 訴因変更	年()第	号	罪名(罰条)	
判決日・判決主文		(判決日) (☐ 判決日について弁護人は不出頭)				
		認定罪名 ☐ 公訴事実と同一 ☐ 別罪→罪名()				
		☐ 懲役 年 月 ☐ 禁錮 年 月 ☐ 罰金 万円 ☐ その他()				
		☐ 全部執行猶予 年 ☐ 保護観察 ☐ 未決算入日数 日 ☐ 没収 ☐ 追徴 ☐ 科料				
		☐ 一部執行猶予 上記懲役のうち()年()月について()年間執行猶予				
訴訟費用負担の別		☐ 費用負担あり ※費用負担の裁判があった場合はチェック。チェックがない場合は、負担なしとみなす。				
公判出頭日		立会時間 注)参照		公判内容		
1		: ~ :		実質審理(☐ あり/ ☐ なし) ☐ 被告人は不出頭		
		①開廷予定 : ~	②休廷()分	☐ 判決宣告のみ ☐ 弁論再開後に判決宣告		
2		: ~ :		実質審理(☐ あり/ ☐ なし) ☐ 被告人は不出頭		
		①開廷予定 : ~	②休廷()分	☐ 判決宣告のみ ☐ 弁論再開後に判決宣告		
3		: ~ :		実質審理(☐ あり/ ☐ なし) ☐ 被告人は不出頭		
		①開廷予定 : ~	②休廷()分	☐ 判決宣告のみ ☐ 弁論再開後に判決宣告		
4		: ~ :		実質審理(☐ あり/ ☐ なし) ☐ 被告人は不出頭		
		①開廷予定 : ~	②休廷()分	☐ 判決宣告のみ ☐ 弁論再開後に判決宣告		
5		: ~ :		実質審理(☐ あり/ ☐ なし) ☐ 被告人は不出頭		
		①開廷予定 : ~	②休廷()分	☐ 判決宣告のみ ☐ 弁論再開後に判決宣告		
注)①開廷が遅れた場合は、当初の開廷予定時刻。 ②休廷があり、休廷時間中に在廷の必要のない場合はその時間。						
整理手続等		☐ 公判前整理手続 回(出頭日:)				
		☐ 刑訴規則178-15の打合せ 回(出頭日:)				
		☐ 期日間整理手続 回(整理手続に付された日:)(出頭日:)				
その他の 手続期日等		☐ 進行協議等(公判に関するもので、裁判官・検察官同席の打合せに限る。)				
		・出頭日() 出頭時間(: ~ :) 出頭内容()				
		・出頭日() 出頭時間(: ~ :) 出頭内容()				
		☐ 刑法226条・227条の証人尋問期日				
		☐ 証拠保全期日(証人尋問 / それ以外の証拠調べ[])				左記期日の出頭日 ()
		☐ 勾留理由開示期日				
その他		☐ 事件記録の閲覧及び謄写をすることなく、第1回公判期日に立ち会った。				
		☐ 第1回公判期日の前日までに、被告人と接見、電話交通及び打合せを行わなかった。 (☐ ただし、接見等の申入れを行った)				
判決以外の事由 による終了		☐ 有 ※解任など、判決宣告以外の事由により終了した場合は、「被告人国選弁護報告書2」へ記載。				
※特別成果等各種加算請求や、各種費用請求がある場合は「被告人国選弁護報告書2」に従って記載(報告書2の提出がない場合は、請求がないものとみなす)						

※なお、ご記入いただきました個人情報、日本司法支援センターにおいて管理し、日本司法支援センターにおける国選弁護関連業務に使用する他、総合法律支援法・同施行規則及び契約約款に基づき、日弁連、所属弁護士会、関係機関等に情報を提供することがあります。
また、被疑者・被告人から請求があった場合、同様に情報提供する場合がありますので、予めご了承ください。

※報告書提出期間(請求可能日から土日祝日・12/29～1/3を除く14日)を確認し、提出期限に遅れないよう御留意ください。
提出が遅れた場合は、報酬等をお支払いできなくなることがあります。

被告人国選弁護報告書 継続用紙(No.) (書式4-4④ 2019.7月版)

弁護士 (登録番号)

事件番号: 年()第 号

被告人名:

*整理手続・進行協議などを除く

出頭日	立会時間 注)参照	公判内容
6	: ~ ①開廷予定 : ~ ②休廷()分	実質審理(☐ あり/ ☐ なし) ☐ 被告人は不出頭 ☐ 判決宣告のみ ☐ 弁論再開後に判決宣告
7	: ~ ①開廷予定 : ~ ②休廷()分	実質審理(☐ あり/ ☐ なし) ☐ 被告人は不出頭 ☐ 判決宣告のみ ☐ 弁論再開後に判決宣告
8	: ~ ①開廷予定 : ~ ②休廷()分	実質審理(☐ あり/ ☐ なし) ☐ 被告人は不出頭 ☐ 判決宣告のみ ☐ 弁論再開後に判決宣告
9	: ~ ①開廷予定 : ~ ②休廷()分	実質審理(☐ あり/ ☐ なし) ☐ 被告人は不出頭 ☐ 判決宣告のみ ☐ 弁論再開後に判決宣告
10	: ~ ①開廷予定 : ~ ②休廷()分	実質審理(☐ あり/ ☐ なし) ☐ 被告人は不出頭 ☐ 判決宣告のみ ☐ 弁論再開後に判決宣告
11	: ~ ①開廷予定 : ~ ②休廷()分	実質審理(☐ あり/ ☐ なし) ☐ 被告人は不出頭 ☐ 判決宣告のみ ☐ 弁論再開後に判決宣告
12	: ~ ①開廷予定 : ~ ②休廷()分	実質審理(☐ あり/ ☐ なし) ☐ 被告人は不出頭 ☐ 判決宣告のみ ☐ 弁論再開後に判決宣告
13	: ~ ①開廷予定 : ~ ②休廷()分	実質審理(☐ あり/ ☐ なし) ☐ 被告人は不出頭 ☐ 判決宣告のみ ☐ 弁論再開後に判決宣告
14	: ~ ①開廷予定 : ~ ②休廷()分	実質審理(☐ あり/ ☐ なし) ☐ 被告人は不出頭 ☐ 判決宣告のみ ☐ 弁論再開後に判決宣告
15	: ~ ①開廷予定 : ~ ②休廷()分	実質審理(☐ あり/ ☐ なし) ☐ 被告人は不出頭 ☐ 判決宣告のみ ☐ 弁論再開後に判決宣告
16	: ~ ①開廷予定 : ~ ②休廷()分	実質審理(☐ あり/ ☐ なし) ☐ 被告人は不出頭 ☐ 判決宣告のみ ☐ 弁論再開後に判決宣告
17	: ~ ①開廷予定 : ~ ②休廷()分	実質審理(☐ あり/ ☐ なし) ☐ 被告人は不出頭 ☐ 判決宣告のみ ☐ 弁論再開後に判決宣告

注)①開廷が遅れた場合は、当初の開廷予定時刻。 ②休廷があり、休廷時間中に在廷の必要のない場合はその時間。

●進行協議等(公判に関連するもので、裁判官・検察官同席の打合せに限る。また、書面提出のみ・電話打合せのみの場合は除く)

・出頭日()	出頭時間 (: ~ :)	出頭内容()
・出頭日()	出頭時間 (: ~ :)	出頭内容()
・出頭日()	出頭時間 (: ~ :)	出頭内容()

弁護士 一般 スタッフ（登録番号 ） 提出日

事件番号： 年()第 号 被告人名：

重大案件	☐ 重大案件 ※故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪で死亡被害者2名以上+整理手続に付された事件に選任
特別案件	☐ 特別案件 ※刑訴法第38条の3第1項第5号の規定に基づいて国選弁護人が解任された事件に選任
合意制度	☐ 検察官との間で合意制度について協議を行った。(要疎明資料添付)
	☐ 検察官との間で上記協議について合意が成立した。(要疎明資料添付)
無罪等	詳細は別紙「特別成果加算(無罪等)請求書」に記載 (要疎明資料添付)
示談等	詳細は別紙「特別成果加算(示談等)請求書」に記載 (要疎明資料添付)
身柄釈放	国選弁護人の活動として、次の申立て・請求を行い、認められ、被告人が釈放された。 (要「裁判書謄本の写し」添付) ※以下、該当するものにチェックし、請求日、釈放日などを記載。 ☐ 勾留決定に対する準抗告又は抗告の申立てを行い、勾留決定が取消された。 ☐ 勾留取消しの申立てを行い、勾留が取消された。 ☐ 保釈請求を行い、保釈許可決定を受けた。 請求・申立日： 釈放日： (☐ 実際には釈放されなかった)
遠距離接見等・出張	詳細は別紙「旅費等請求書」に記載
膳写費用	詳細は別紙「膳写料請求書」に記載
通訳人費用	詳細は別紙「通訳料請求書」の通り
訴訟準備費用	詳細は別紙「訴訟・審判準備費用請求書」に記載(要疎明資料添付)
判決宣告以外による終了	※右の項目の該当する終了事由に、チェック。 終了日 _____ ☐ 解任 解任理由:刑訴法第38条の3第1項第()号 ☐ 法5条・8条併合に伴う解任→移送後の引き続き受任: ☐ あり ☐ なし ☐ 略式命令に対する正式裁判請求の取下げ ☐ 公訴棄却
	上記の場合の終了時期及び活動 ☐ 第1回公判期日後 ※報告書1の該当欄も記載。 ※追起訴がある場合 … 追起訴日() ☐ 追起訴分についても、記録を十分に検討した。 第1回公判期日前 ☐ 選任後、実質公判期日なし(判決宣告期日のみ) ※ ☐ 公判前整理手続に付す旨の決定(☐ あり ☐ なし) 注)①から⑤に該当する活動があればチェック。 チェックがない場合、活動なしとみなす。 注)1枚目から膳写料の請求可。 ☐ ①被告人との接見、電話交通又は打合せを行った。 ☐ ②記録の閲覧又は膳写を行った。 ☐ ③記録の閲覧又は膳写を行った上、記録を十分検討した。 ☐ ④被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ記録の閲覧又は膳写を行った。 ☐ ⑤被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ記録の閲覧又は膳写を行った上、記録を十分検討した。 ※③・⑤にチェックした場合 ☐ 追起訴分についても、記録を十分に検討した。 ※①④⑤にチェックした場合、次に該当するときはチェック。 ☐ 実際には接見又は打合せをせず、これらの申入れ、又は、裁判所への意見書等の提出にとどまる。

※なお、ご記入いただきました個人情報、日本司法支援センターにおいて管理し、日本司法支援センターにおける国選弁護関連業務に使用する他、総合法律支援法・同施行規則及び契約約款に基づき、日弁連、所属弁護士会、関係機関等に情報を提供することがあります。また、被疑者・被告人から請求があった場合、同様に情報提供する場合がありますので、予めご了承ください。